



## 自動車燃料費助成券の利用について

市内に住所を有する重度心身障がい者の方を対象に自動車燃料費の一部を助成しています。

自動車燃料費助成券及び福祉タクシー利用券（デマンド交通共通）のいずれかの交付となります。重複しての交付はできません。

【対象者】 次の①②③のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、1級または2級の障がいを有する方
- ②療育手帳の交付を受けている方で、**Ⓐ**または**A**の障がいを有する方
- ③精神障害者保健福祉手帳（有効期限内のもの）の交付を受けている方で、1級または2級の障がいを有する方

【利用できる給油所】

裏面の鴻巣市内の給油所が利用できます。（セルフ給油所を除く）

※給油前に、従業員にご確認ください。

【助成額】

1枚700円の助成券を、月1枚の割合で交付します。

※申請月により交付枚数が変わります

例) 4月申請・・・12枚交付      5月申請・・・11枚交付      6月申請・・・10枚交付

【利用上の注意事項】

- ①1回の給油につき、複数枚の利用は可能です。
- ②助成券を利用するときは、給油所の従業員に申し出てください。  
なお、料金が助成券金額に満たない場合、つり銭はできません。  
※この券で給油される場合は、店頭現金価格ではなく、掛売価格となります。よって、店頭現金価格とは異なります。  
（なお、現金価格でご協力していただいている給油所もあります。）
- ③助成券の再発行はいたしません。紛失しないように大切に所持してください。  
また、交付した自動車燃料費助成券から福祉タクシー利用券（デマンド交通共通）への変更はできません。
- ④助成券の有効期限は、令和3年3月31日までです。
- ⑤次の場合は、助成券を速やかに返還して下さい。
  - (イ) 死亡したとき
  - (ロ) 市外に転出したとき
  - (ハ) 資格がなくなったとき
- ⑥この助成券を他人に譲渡するなど不正に使用すると、今後、助成できなくなる場合もあります。

❖翌年度も引き続き該当する場合は、翌年度4月1日以降、改めて申請をしてください。

なお、申請受付の詳細については、市広報でお知らせをする予定です。